

## プログラミング教育に係る連携協定書

大阪電気通信大学（以下「甲」という。）と寝屋川市教育委員会（以下「乙」という。）は、プログラミング教育（コンピューターに動きを指示するために使われるプログラムを学ぶ教育をいう。以下同じ。）に関し、次代を担う子どもたちが学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力を身に付け、プログラミング的思考を育めるよう、甲及び乙が有する人的・物的・知的資源を用いて相互に連携・協力をすることに当たり、次にとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲は教育機関、乙は行政機関として有する豊富な人材・情報・知見等を活かし、甲及び乙が推進するプログラミング教育に関し、課題の解決等を連携して取り組むことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、相互に連携・協力する。

- (1) 寝屋川市立小学校（以下「小学校」という。）におけるプログラミング教育に係る授業を行う小学校の教員の研修に関すること。
- (2) 小学校におけるプログラミング教育に係る授業の支援に関すること。
- (3) 寝屋川市立中学校（以下「中学校」という。）の技術・家庭科などにおけるプログラミング教育に係る授業を行う中学校の教員の研修に関すること。
- (4) 中学校の技術・家庭科などにおけるプログラミング教育に係る授業の支援に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、プログラミング教育の推進のため必要な事項  
（連絡調整窓口）

第3条 甲及び乙は、プログラミング教育の推進に係る事務を円滑・効果的に進めるため、連絡調整窓口を設けるものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲及び乙は、協議の上、この協定の内容を変更することができる。

（協定の有効期間）

第5条 甲又は乙は、この協定を終了するときは、3か月前までに、書面により通知するものとする。

（その他）

第6条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じ、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成の上、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成30年9月10日

甲 大阪府寝屋川市初町18番8号

乙 大阪府寝屋川市本町1番1号

大阪電気通信大学 学長

寝屋川市教育委員会 教育長

八戸利光

高須郁夫